平成14年(ワ)第19276号平成15年(ワ)第6732号平成16年(ワ)第104号損害賠償請求事件

原 告 シャムスリ 外8396名 被 告 国 外 3名

証拠 説明書

平成16年 月 日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら代理人 弁護士 浅 野 史 生 外10名

記

番号	書証の標目	作成者	立証趣旨等
甲 B36	援助効果促進調査中間 報告付録		被告 JBIC が行った援助効果促進調査 (SAPS)の中間報告書に添付された 資料集である。原告側の証拠として は、Appendix2.1 と Appendix3 を提出する。これにより、原告住民らが受けた被害の全体状況が被告 JBIC 側の資料から 明らかになる。
甲 B37	農山村社会と開発プロ ジェクト	米倉 等	1996年に OECF (JBIC) の依頼 で作成者がコトパンジャンダム建設 現地の調査を行った際の問題状況
甲 B38	コタパンジャン水力発 電プロジェクトにおけ る土地収容及び住民移 転に関する中間報告	米倉 等	1996年に OECF (JBIC)の依頼で作成者がコトパンジャンダム建設現地の調査を行った際の問題状況。特にミナンカバウ文化について、コトパンジャンダム建設が配慮を欠いていることが指摘されており、原告住民らが受けた被害状況が被告 JBIC 側の資料から明らかになる。

以上